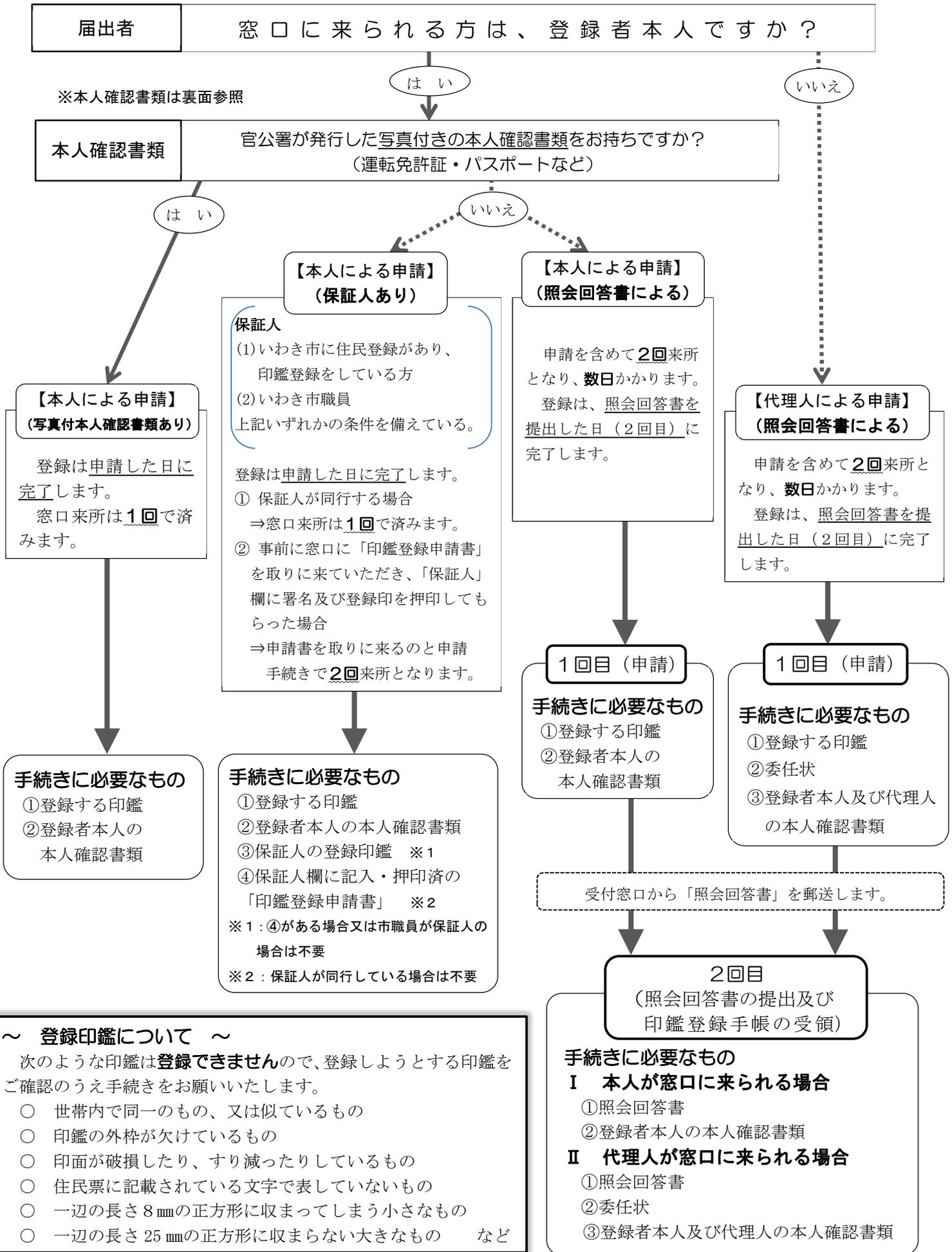


印鑑登録は、登録者本人が窓口で手続きできることの有無や、お持ちの本人確認書類の種類により、手続きの方法が異なります。次の手順に沿って、ご確認ください。



～ 登録印鑑について ～

次のような印鑑は登録できませんので、登録しようとする印鑑をご確認のうえ手続きをお願いいたします。

- 世帯内で同一のもの、又は似ているもの
- 印鑑の外枠が欠けているもの
- 印面が破損したり、すり減ったりしているもの
- 住民票に記載されている文字で表していないもの
- 一辺の長さ8mmの正方形に収まってしまう小さなもの
- 一辺の長さ25mmの正方形に収まらない大きなもの など